５　いじめ対策の組織及び相談体制

学校いじめ対策の日　年３回実施

平常時

校　長 ― ふれあいポスト

副校長 ― 学校評議員

関係機関

教務主幹 ― 経営企画会議

昭島UD

各学年・学級　　保護者・地域
- ○ いじめに関する授業、集会
- ○ 児童への働きかけ、面接
- ○ いじめ実態調査、ＱＵの実施
- ○ ＳＣによる面接の実施
- ○ 校長講話、便り等による啓発

常時

学校いじめ対策委員会（定期開催）

校長　副校長　主幹教諭　主任教諭
特別支援コーディネーター
特別支援教室専門員　ＳＣ

隔週実施

いじめ問題連絡協議会（定期開催）

全教員　ＳＣ　ＳＳＷ　外部専門家
特別支援学校のコーディネーター
特別支援教室専門員

学期１回実施

いじめ発生時

いじめ発見 → 校長へ報告

学校いじめ対策委員会（臨時招集） → 市教委へ連絡

☆**学校サポートチーム**の設置により組織で対応
- ○ 事実確認調査、情報収集、窓口の一本化
- ○ 役割分担の決定、確認、全職員が迅速に動く
- ○ 被害児童の安全確保、保護者との連携
- ○ 加害児童・傍観者への指導、保護者との連携

子ども家庭支援センターとの連携

教育相談室ＳＳＷとの連携

いじめ認知報告書及び解消報告書への記録
いじめの解消後、３か月以上観察・支援継続

○被害児童に寄り添った支援
○加害児童には、自らの行為を反省させる指導

重大事態発生時

重大事態の発見 → 校長へ報告

学校いじめ対策委員会（緊急招集） ↔ 市教委へ速報 指示を仰ぐ

★第三者からなる**緊急対応チーム**を設置する
→いじめ対策委員に加えて、養護教諭、警察、弁護士、医師、福祉士、ＰＴＡ役員、教育委員会、ＳＣ、ＳＳＷ、担任等で構成
- ○ 役割分担の決定、確認、全職員が迅速に動く
- ○ 被害児童の安全確保、保護者との連携
- ○ 加害児童・傍観者への対処、保護者との連携
- ○ 一般の保護者・地域社会への報告、啓発活動

子ども家庭支援センターへ通告

渉　外
マスコミ
ＰＴＡ
学校評議員
地　域

教育相談室ＳＳＷとの連携・協力

学習適応教室での学習支援など

加害児童へは
別室での学習指導
出席停止も視野に

被害児童は
重大事態解決
対応・支援を継続